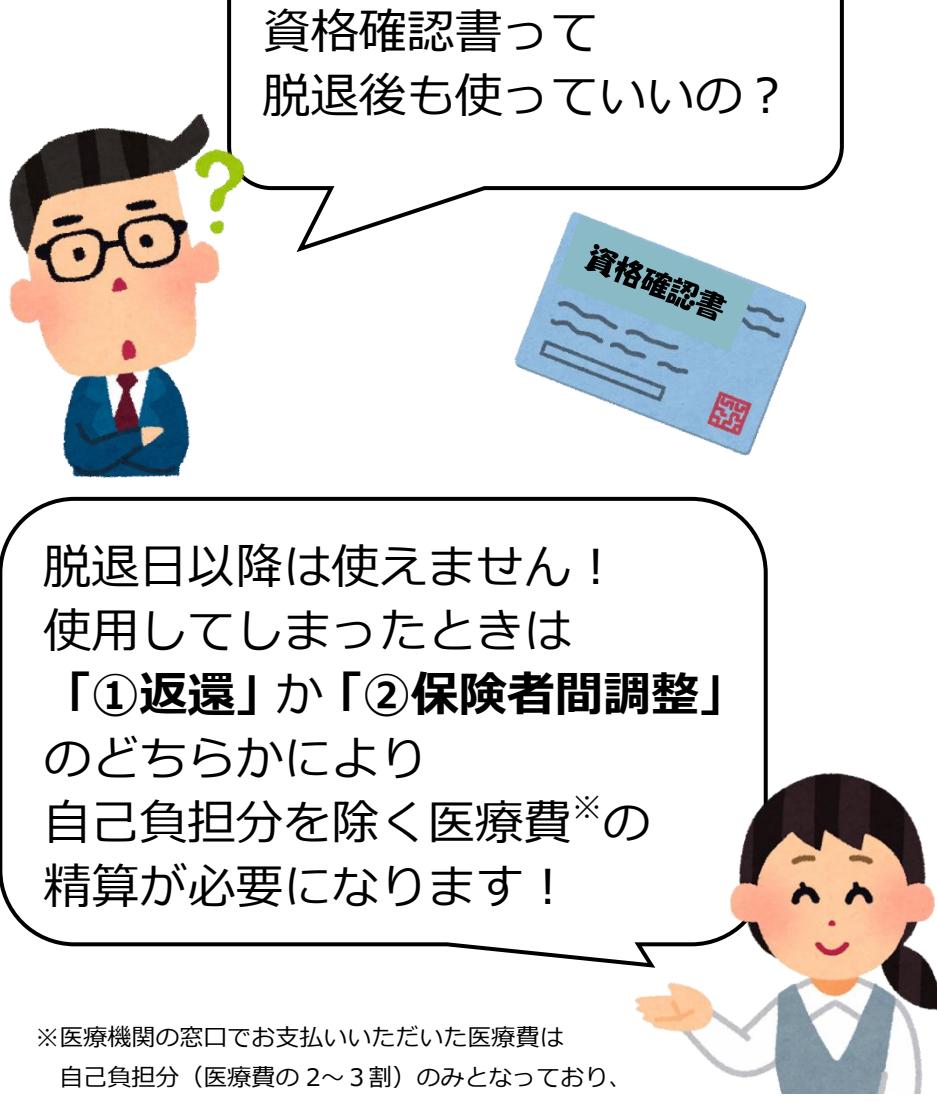


## 国民健康保険を脱退した後に、国保の資格確認書を使っていませんか？



### ①国民健康保険に返還する

- ▶ 脱退手続から3～4か月後に市から返還請求を送付します
- ▶ 収還後、加入先の健康保険に対し、  
返還した医療費相当額の支給を請求できます  
(診療日から2年を過ぎると請求できません)
- ▶ 支給手続については加入先の健康保険に  
お問い合わせください



### ②国民健康保険から加入先の健康保険に 保険者間での調整を依頼する

- ▶ 保険者間調整のための申請書類の提出が必要です
- ▶ 診療日から2年を過ぎると依頼できません
- ▶ 加入先の健康保険によっては、  
依頼できない場合があります



### ⑫窓口にご相談ください！

青森市役所 国保医療年金課国保給付チーム  
TEL 017-734-5343